

# 給付品目一覧表(対象:18歳以上の身体障がい者)

①と記載されている用具については、介護保険が優先しますので、介護保険の対象となる方は支給されない場合があります。

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
介護・訓練 支援用具	① 特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	¥154,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
	① 特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	¥19,600	在宅であって、下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	¥67,000	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	5年
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	¥82,400	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	① 体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	¥15,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	① 移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	¥159,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上	4年
自立生活支 援用具	① 入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥90,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者	8年
	① 便器	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥9,850	下肢又は体幹機能障害2級以上	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	¥12,160	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいがある者	3年
	歩行補助杖 (一本杖)	障がい者の安全が配慮されたもの。	¥4,410	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいがある者	3年
	① 移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア、障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥60,000	在宅であって、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいがある者、家庭内の移動等において介助を必要とする者	8年
	特殊便器	温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥151,200	在宅であって、上肢障害2級以上	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	¥15,500	在宅であって、障がい等級2級以上(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	¥28,700	同上	8年
	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥41,000	在宅であって、視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6年
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	同上	¥7,000	在宅であって、視覚障がい2級以上	10年
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	¥87,400	在宅であって、聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年
	携帯トイレ	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥15,300	昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」の3に掲げる疾患に罹患している者、または平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる者	なし

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	¥51,500	在宅であって、腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	5年
	ネブライザー	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥36,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる(意見書要)者	5年
	電気式たん吸引器	同 上	¥56,400	同 上	5年
	酸素ボンベ運搬車	同 上	¥17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年
	盲人用体温計(音声式)	同 上	¥9,000	在宅であって、視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
	盲人用体重計	同 上	¥18,000	同 上	5年
	盲人用血圧計(音声式)	同 上	¥16,800	在宅であって、視覚障がい2級以上かつ日常的に血圧を測定する必要があると認められる者(18歳以上)(意見書等要)	5年
	酸素吸入器	携帯酸素オアツ	¥8,040	昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」の3に掲げる疾患に罹患している者、または平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる者	なし
	吸引器	卓上式吸引装置。	¥41,930	同 上	なし
排泄管理 支援用具	ストマ用装具(紙おむつを含む)	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物をためることができるもの	直腸機能障害用装具 ¥8,858 ぼうこう機能障害用装具 ¥11,639 紙おむつ ¥12,000	直腸機能又はぼうこう機能に障がいを持つ者で日常的にストマ用装具を必要とする者、ただし紙おむつについては次のいずれかに該当する者 ア、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつを必要とする者(意見書要) イ、概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障がい者であって①自力でトイレに行けないこと、②自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができないこと、③介助による定時排泄ができないこと、の全てに該当する者(意見書要)	なし
	収尿器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥8,925	下肢もしくは体幹機能に障がいを持つ者	なし
住宅改修費	㊦ 居宅生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	¥200,000	在宅であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	なし
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	¥98,800	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを持つ者	5年
	情報・通信支援用具	障がい者がパソコンを扱うにあたり補助的な機能を有するもの。	¥100,000	在宅であって、上肢又は視覚障害2級以上	なし
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	¥383,500	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって、必要と認められる者	6年
	点字器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥10,712	主に、点字によってコミュニケーションを行う視覚障がい者	5年
	点字タイプライター	容易に操作できるもの。	¥63,100	在宅であって、視覚障がい2級以上で現に就労もしくは就学しているか又は就労、就学が見込まれる者	5年

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(録音再生用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥85,000	視覚障がい2級以上	6年
		(再生専用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式に記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥35,000		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥99,800	在宅であって、視覚障がい2級以上	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	¥198,000	在宅であって、視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8年
	盲人用時計	障がい者が容易に使用し得るもの。	触読式 ¥10,300 音声 ¥13,300	視覚障がい2級以上	10年
	聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	¥71,000	在宅であって、聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がい者を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥88,900	在宅であって、聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年
	人工喉頭	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥72,203	音声機能を喪失した者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	5年
	点字図書	点字により作成された図書。	年間6タイトル又は24巻を限度として認められる額。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	なし